

参考

**各事業者からの申請が最大区画数（12区画）を超えた場合の使用許可事業者等の決定手順
(決定手順及び参考例)**

① 各申請者の「箕面萱野駅への配車台数」に基づき許可事業者を決定

※箕面萱野駅への配車台数：箕面市内運行予定車両シフト表内、一日当たりの箕面萱野駅配車車両合計の月平均

※タクシーの安定的供給の観点から全曜日配車可能な申請者を対象とする

	申請者	a 箕面萱野駅への配車台数	c (=a/b) 希望区画数	bにおけるaが占める割合	d (=c×12区画) 12区画をcに応じて配分	e dを四捨五入	eが「1」以上 の事業者を許可とする
1	A社	19	12	14%	1.7	2	許可
2	B社	5	3	4%	0.4	0	不許可
3	C社	12	6	9%	1.1	1	許可
4	D社	70	12	52%	6.3	6	許可
5	E社	3	2	2%	0.3	0	不許可
6	F社	25	10	19%	2.2	2	許可
合計		134	…b	100%	12.0	11	

② 許可事業者を対象とした12区画の再配分により使用許可区画数を決定

	申請者	a 箕面萱野駅への配車台数	g (=a/f) 希望区画数	h (=g×12区画) fにおけるaが占める割合	i 12区画をgに応じて配分	j hを四捨五入(使用許可区画数)
	A社	19	12	15%	1.8	2
	C社	12	6	10%	1.1	1
	D社	70	12	56%	6.7	7
	F社	25	10	20%	2.4	2
合計		126	…f	100%	12.0	12